

(案)

逗子市スポーツ推進計画

〈平成26年度改訂版〉

スポーツを楽しむまち逗子

～ 青い海と豊かな緑にかこまれて ～

2015年(平成27年)3月

逗子市教育委員会

目 次

I 計画の前提

1. 基本的な考え方	1
(1) 計画策定の経緯・背景	1
(2) 計画策定の目的.....	2
(3) 計画の構成と位置づけ	3
(4) 計画の期間	4
2. 現状と課題	5
(1) 市民の健康・体力づくりの推進	5
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進	6
(3) スポーツ振興のための担い手づくり	7
(4) スポーツ実施環境の充実	8

II 計画の体系

1. 基本理念と目標	11
(1) 基本理念	11
(2) 目標	12
2. 施策の体系	13
3. 施策展開の方向性	14
(1) 健康づくり	14
(2) 場づくり	16
(3) 交流づくり	18
(4) 基盤づくり	20
4. 重点的に取り組む事業	22
(1) 逗子市スポーツの祭典の開催<リーディング事業>	23
(2) スポーツと健康づくりに関する情報の充実と提供	24
(3) 小・中学校を拠点とした子どもの健康・体力づくり	24
(4) 「うみかぜクラブ」の活動内容の充実	25

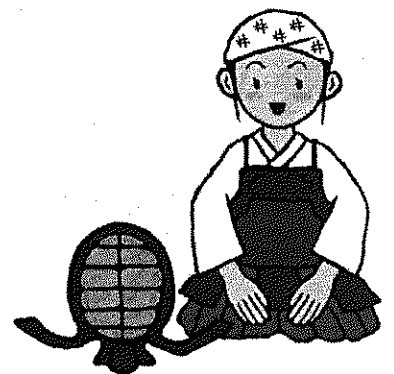
Ⅲ 計画の推進

1. 推進体制	29
2. 評価組織	30

Ⅳ 資料

1. 用語集	33
--------------	----

I 計画の前提



1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯・背景

スポーツは、達成感、爽快感、仲間との一体感などの精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与するものです。特に、ライフスタイルの変化等により体を動かす機会が減少することや急激な高齢化の進展が予想される21世紀の社会において、人々が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、生活習慣病の予防や、介護予防*など、市民が健康的で明るく充実した生活を送る上で、非常に大きな意義を有すると考えられます。

さらに、スポーツを通じたコミュニティの再生、新たな地域文化やスポーツ文化の創造、スポーツ団体やスポーツイベントを通じた人材育成及び社会体験が不足している青少年に対するスポーツを通じた社会体験や他の年齢層との交流による健全育成の効果などが期待されます。

① スポーツ推進に関する国の取り組み

国では、21世紀における明るく豊かで活力ある社会の実現を目指し、スポーツ振興法の規定に基づき、2000年（平成12年）9月に文部大臣告示として我が国のスポーツ振興の指針となるスポーツ振興基本計画を策定しました。2001年度（平成13年度）から2010年度（平成22年度）の概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示しました。計画では、「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上」、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実」、「我が国の国際競技力の総合的な向上」を主要な課題として掲げ、その具体化を図ってきました。

その後、2010年（平成22年）8月にスポーツ立国戦略が策定され、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」、「連携・協働の推進」を「基本的な考え方」として、それらに導かれる今後概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備の在り方などを示しています。

2011年（平成23年）6月には、スポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法が公布され、8月24日から施行されました。スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国においては、2012年（平成24年）スポーツ基本計画が策定されましたが、都道府県及び市町村においても、スポーツの推進に関する計画の策定が求められます。

さらに、2020年夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることに決まりました。夏季・冬季合わせて22年ぶり4回目の国内開催となるオリンピックに向けて、スポーツへの関心が高まることが予想され、期待に応えるための施策が求められています。

② スポーツ推進に関する神奈川県での取り組み

国の計画を参考にして、地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を都道府県において定

※ *印のついた用語については、33ページに用語集に解説があります。

めることとなっていることから、神奈川県では、スポーツ振興の考え方や取り組みを示すとともに、市町村との役割分担や連携を踏まえながら、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるようにするための施策を、効率的かつ効果的に進めるため、神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を2004年（平成16年）12月に策定（2011年（平成23年）12月改定）しました。計画は、2005年度（平成17年度）から2015年度（平成27年度）の概ね10年間を目標とし、「生涯を通じたスポーツ活動の推進」、「スポーツ活動を広げる環境づくりの推進」を大きな2つの柱として掲げ、その具体化を図っています。

③ スポーツ振興に関する逗子市の取り組み

逗子市では、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」に基づき、一貫して市民総スポーツ運動が展開されてきました。文部科学省が提唱している総合型地域スポーツクラブ*については、2006年（平成18年）10月から活動を開始しており、自立した運営を行えるよう支援しています。

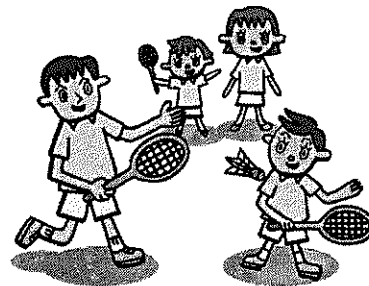
○逗子市のスポーツ都市宣言（1984年（昭和59年）5月13日）

私たち逗子市民は、青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあって、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くため、ここに次の目標をかかげ、スポーツ都市を宣言します。

- 1 ひとりひとりがスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、明るい生活を営みましょう。
- 1 スポーツを通じて、いきいきとした地域連帯の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを通じて、活力に満ちたまちづくりを推進しましょう。

(2) 計画策定の目的

逗子市スポーツ推進計画は、一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示すものです。

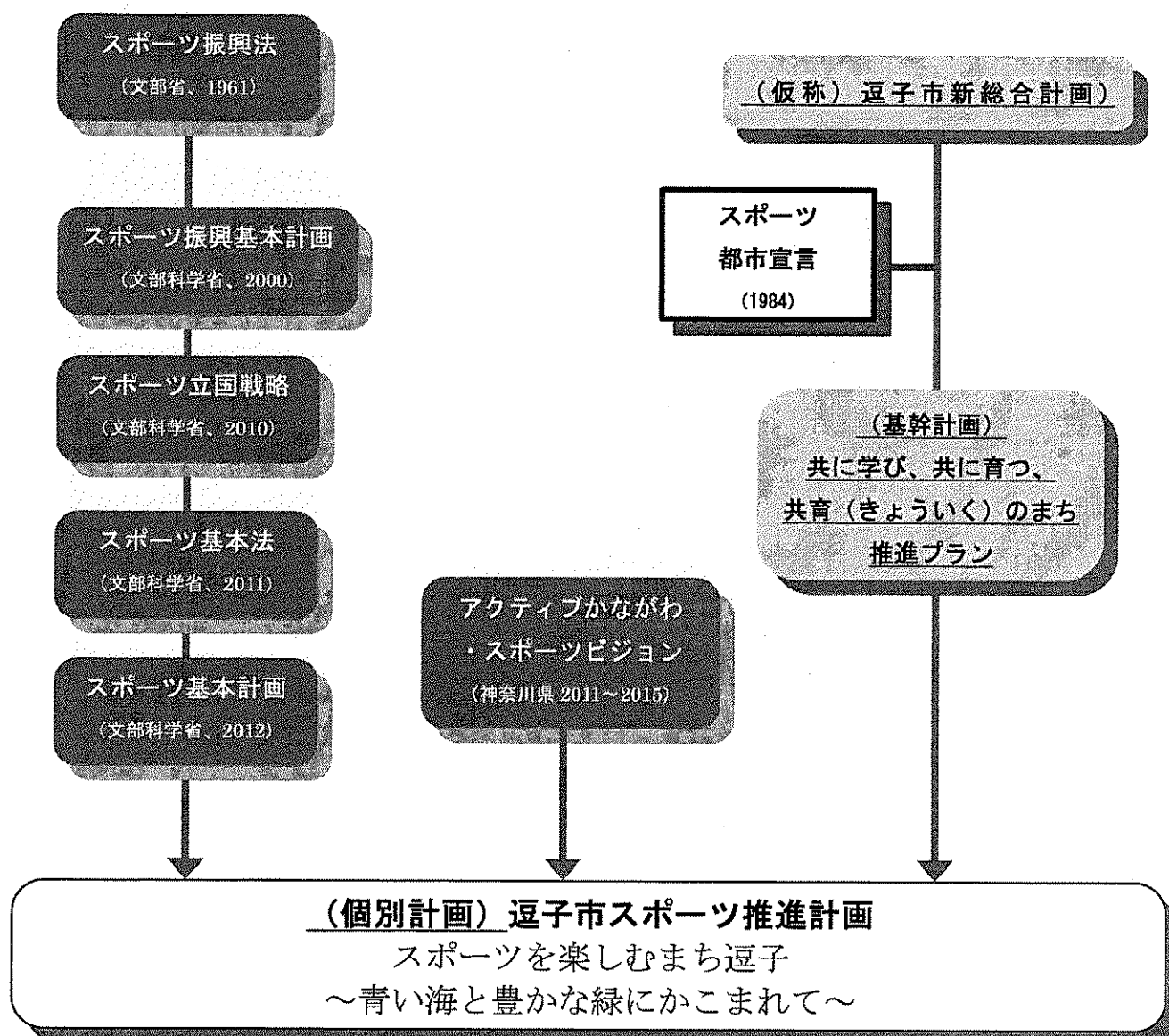


(3) 計画の構成と位置づけ

本計画は、文部科学省が2006年（平成18年）9月に改定したスポーツ振興基本計画、2010年（平成22年）8月に策定されたスポーツ立国戦略、2011年（平成23年）6月に公布されたスポーツ基本法及び神奈川県が2011年（平成23年）12月に改定した神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を踏まえて策定するものです。

2015年度（平成27年度）を初年度とする（仮称）逗子市新総合計画では、施策体系を5本の柱とし、その1つ「共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」のなかで「スポーツを楽しむまち」を位置づけています。そして、「スポーツ都市宣言」の理念に基づき、市民がスポーツに親しむための環境を整備し、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要があるとされており、その課題解決に向け、本計画を策定し、施策や事業を推進していきます。

図表 I-1-1 逗子市スポーツ推進計画の位置づけ



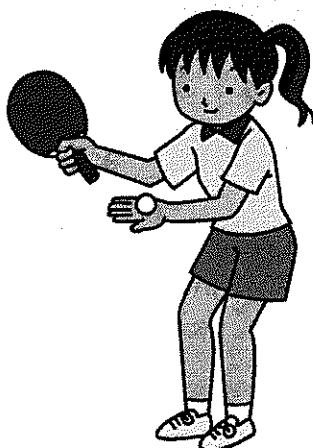
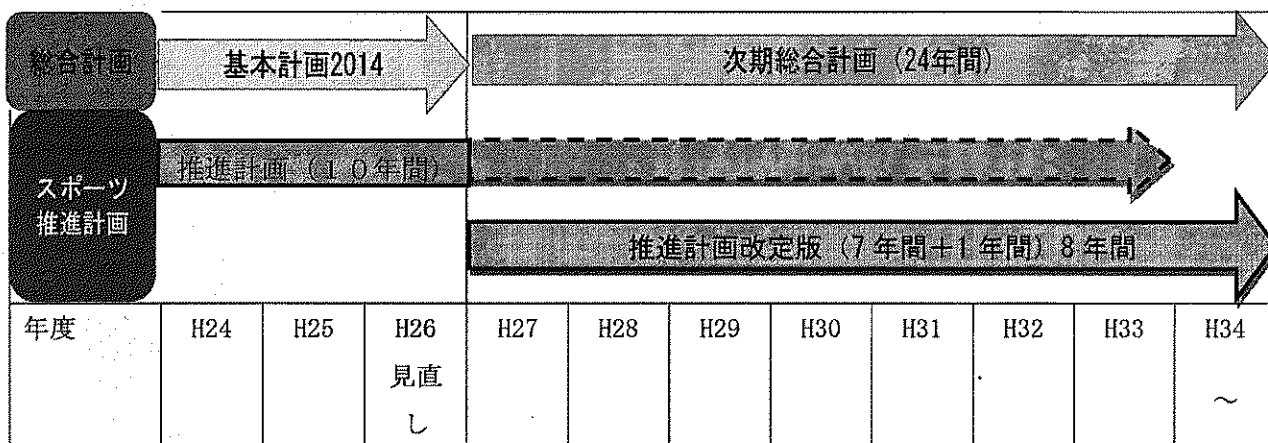
(4) 計画の期間

本計画の期間は、2011年(平成23年度)の策定時には、2012年度(平成24年度)から2021年度(平成33年度)までの10年間としました。

2014年度(平成26年度)に、総合計画基本計画2014の終了に伴い新たに策定される(仮称)逗子市新総合計画に併せ、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、本計画の見直しを行いました。

この見直しを経た改定版の計画は、新たな総合計画の実施計画の期間が8年間であることから、その期間に併せて1年延長し、2015年度(平成27年度)から2022年度(平成34年度)までとします。またこの間も、社会環境等の変化を踏まえて、計画の見直しを行っていきます。

図表 I-1-2 計画期間



2. 現状と課題

(1) 市民の健康・体力づくりの推進

本市の65歳以上の人口割合は、2010年（平成22年）10月1日現在、27.9%（資料：国勢調査（総務省））となっています。生涯、健康で心豊かに暮らしていくためにもスポーツの果たす役割が期待されます。

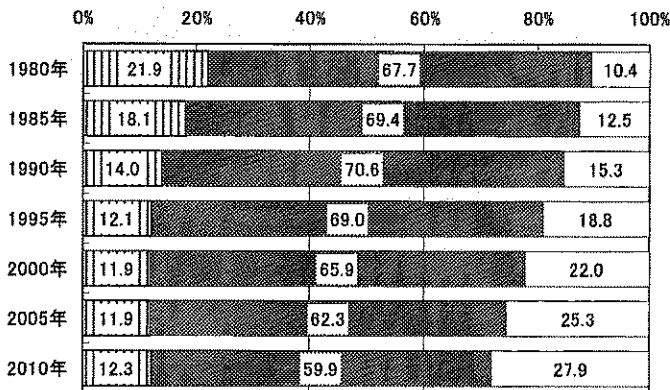
2010年（平成22年）8月に実施した「逗子市スポーツ・健康に関する市民アンケート」（スポーツ課）によれば、成人の週1回以上のスポーツ実施率は62.8%となっており、全国値45.3%※を大きく上回っていますが、今後とも、ひとりひとりが、気軽にスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要であると考えられます。

また、子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3%と高くなっています。青少年の健全育成、子どものころからの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められます。

※内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計値（2009年（平成21年）値）

図表 I-1-3 本市の年齢別人口の推移

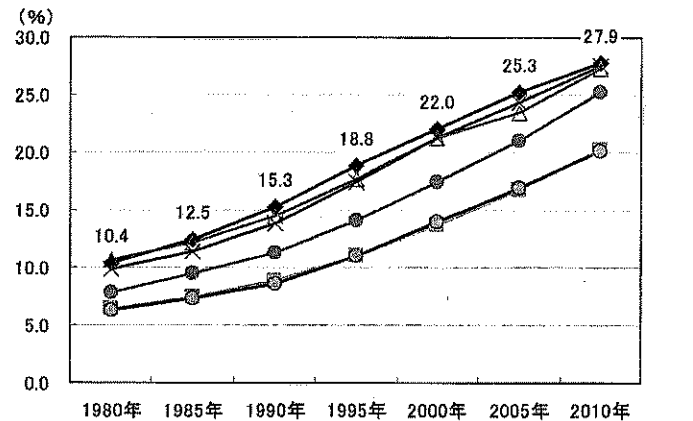
資料：国勢調査（総務省）



□ 15歳未満(年少人口) ■ 15～64歳(生産年齢人口) ◻ 65歳以上人口(老年人口)

図表 I-1-4 高齢者比率の推移と比較

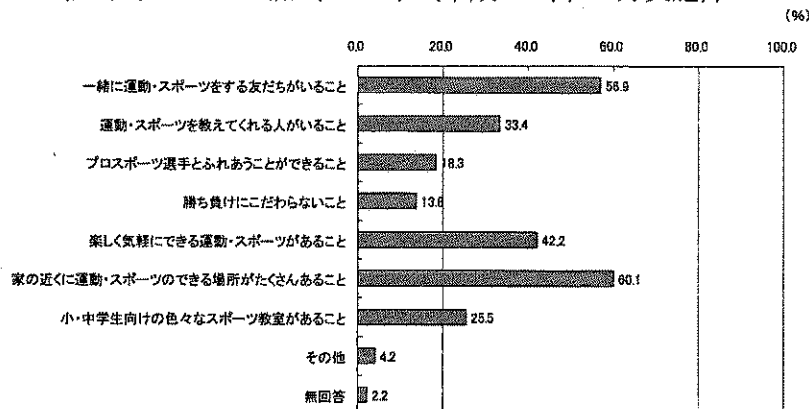
資料：国勢調査（総務省）



◆ 逗子市 □ 神奈川県 ○ 横浜市 × 鎌倉市 △ 葉山町 ◻ 横須賀市

図表 I-1-5 どのようになれば、もっと運動・スポーツをするようになると思うか

資料：逗子市スポーツ・健康に関する小・中学生アンケート結果
（逗子市スポーツ課（2010年（平成22年）8月実施））

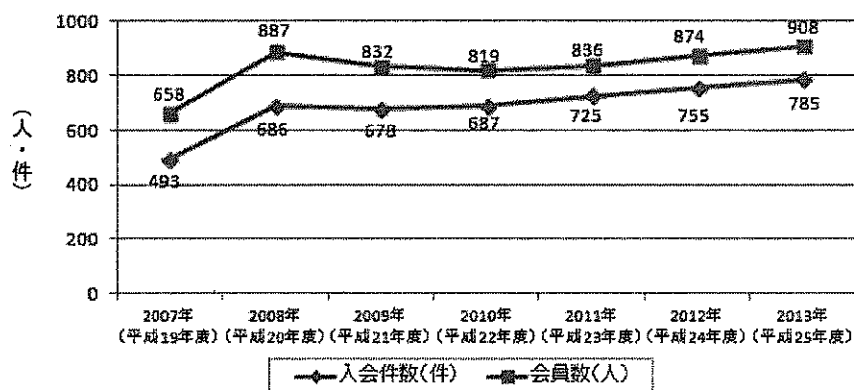


(2) 地域におけるスポーツ活動の推進

本市では、2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が誕生するとともに、市内の地区ごと等で運動会が開催されるなど、スポーツを通して、市民の交流が図ることのできる場が用意されています。また、スポーツ関係団体の皆さまからは、市内の小・中学校において、部活動や体育授業の時間の中で、スポーツの指導を行い児童・生徒と積極的に交流をしていきたいといった意見も聞かれます。スポーツを通して、市民同士の交流が図れることはもちろんのこと、コミュニティの再生や地域活動の活発化、さらには、逗子のまちづくりにもつながると考えられます。

そこで、みんなでスポーツを楽しむことのできる場づくりを、既存の資源を活かして、取り組んでいくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-6
「うみかぜクラブ」の
入会件数と会員数の
推移
資料：うみかぜクラブ
会報
(各年2月時点の実績)



図表 I-1-7 「うみかぜクラブ」における教室開催状況
資料：うみかぜクラブ (2013年度 (平成25年度) 実績)

種目	実施回数	延参加者数(人)	平均(人)
アクアビクスA	45	1,049	23
アクアビクスB	45	1,146	25
アブストレーニング	46	1,473	32
おでかけウォーク	8	206	26
シェイプアップ体操	41	2,289	56
ソフトテニス	28	154	6
ターゲット・バードゴルフ	21	182	9
テニス	27	883	33
トレーニング、健康測定	12	306	26
バドミントン	159	4,061	26
フォークダンス	12	161	13
ゆるやか水中ウォーク	24	296	12
英会話	101	1,359	13
健康体操	51	3,433	67
高齢者体力アップ体操	108	2,022	19
社交ダンス	22	165	8
水泳	91	1,782	20
水中ウォーク	117	3,087	26
太極拳	22	732	33
卓球	136	5,184	38

(3) スポーツ推進のための担い手づくり

スポーツを通じて、いきいきとした地域連携の輪をひろげるためには、スポーツを指導してくれる人、人と人をつなぐコーディネーター役が重要と考えます。

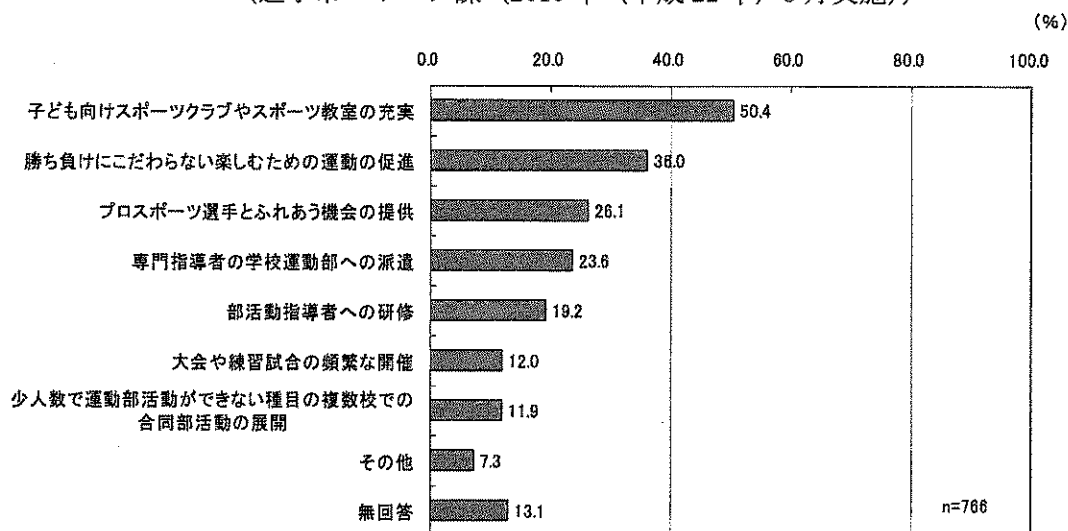
本市には、活動の拠点を地区において、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションを企画・立案・実施する地域体育会、学校支援地域本部*では地域コーディネーター*や学校支援ボランティア*の方など貴重な人材が活動しています。

市民の皆さんからは、子どものスポーツや運動を促進するために重要なこととして「子ども向けスポーツクラブやスポーツ教室の充実」という意見が多くありました(図表 I-1-8 参照)。また、運動・スポーツを実施する上で重要なこととして「初心者向けのスポーツ教室の充実」、「健康・スポーツ指導者の充実」という意見もありました(図表 I-1-10 参照)。

そこで、貴重な経験を持った市民もたくさんいる中、活動の機会をつくるためのしくみづくりや、交流のための情報発信を積極的に進めていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-8 子どものスポーツや運動を促進するために重要なことについて

資料：逗子市スポーツ・健康に関する市民アンケート結果
(逗子市スポーツ課 (2010年(平成22年)8月実施))



図表 I-1-9 地区別スポーツ推進委員数

資料：逗子市文化スポーツ課 (2014年(平成26年)4月1日現在)

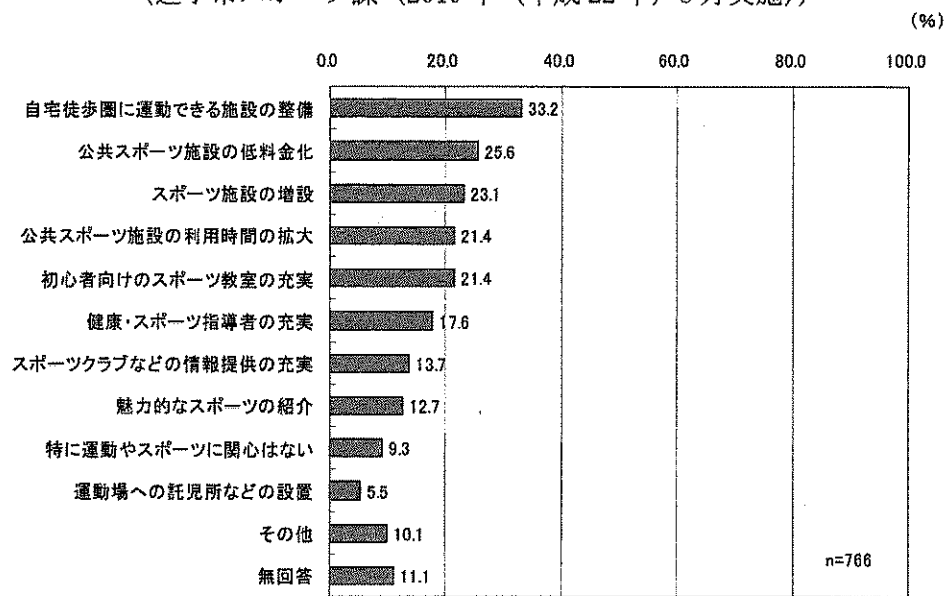
地区名	スポーツ推進委員数(名)
逗子地区	6
桜山地区	9
沼間地区	8
池子地区	9
山の根地区	6
久木地区	9
小坪地区	8
新宿地区	5
合計	60

(4) スポーツ実施環境の充実

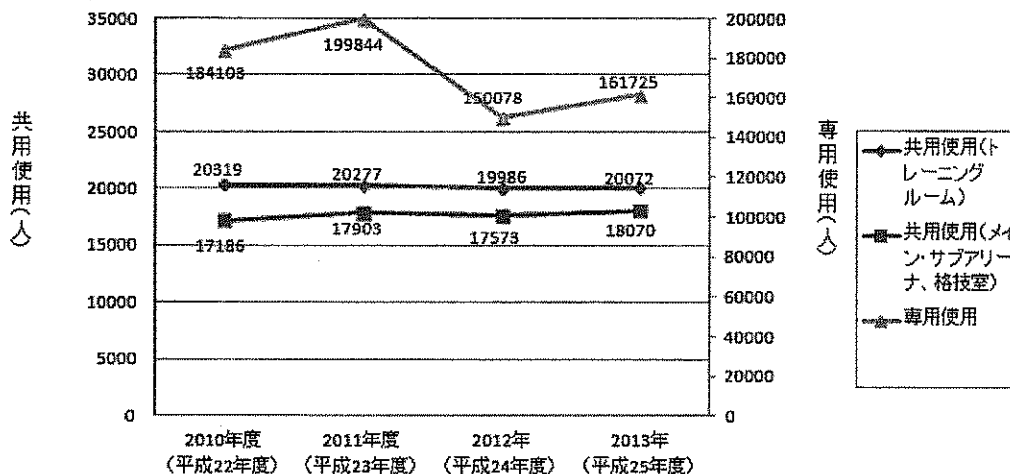
市民の皆さんからは、運動・スポーツを実施する上で重要なこととして「自宅徒歩圏に運動できる施設の整備」を、また小・中学生からも「家の近くに運動・スポーツのできる場所がたくさんあること」という意見が多くありました。スポーツ関係団体の方からは、市内において活動場所を確保することが難しいという意見もありました。

新規施設の整備は難しい状況にある中、学校体育施設やその他公共施設など、既存施設の有効活用を図るとともに、逗子海岸をはじめとした市内の自然環境を活かしながら、スポーツを実施するための基盤づくりをしていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-10 運動・スポーツを行う上で重要なこと
資料：逗子市スポーツ・健康に関する市民アンケート結果
(逗子市スポーツ課 (2010年(平成22年)8月実施))



図表 I-1-11 市立体育館 (逗子アリーナ) 利用状況
資料：統計ずし



Ⅱ 計画の体系



Ⅱ

計画の体系

1. 基本理念と目標

(1) 基本理念

逗子市スポーツ推進計画の基本理念を次のように設定します。

スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～

逗子市において、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」では、「スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築く」と記載されています。

本計画では、この考え方をさらに前に進め、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を基本理念として位置づけ、市民と行政が一体となって、各種取り組みを進めていきます。

(2) 目標

「スポーツ都市宣言」において掲げられている4つの目標からなる基本目標を設け、その目標に沿って、スポーツ推進に向けた各種の施策・事業を位置づけることとしました。

4つの基本目標の実現を通して、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」という基本理念の達成が図られると考えられます。

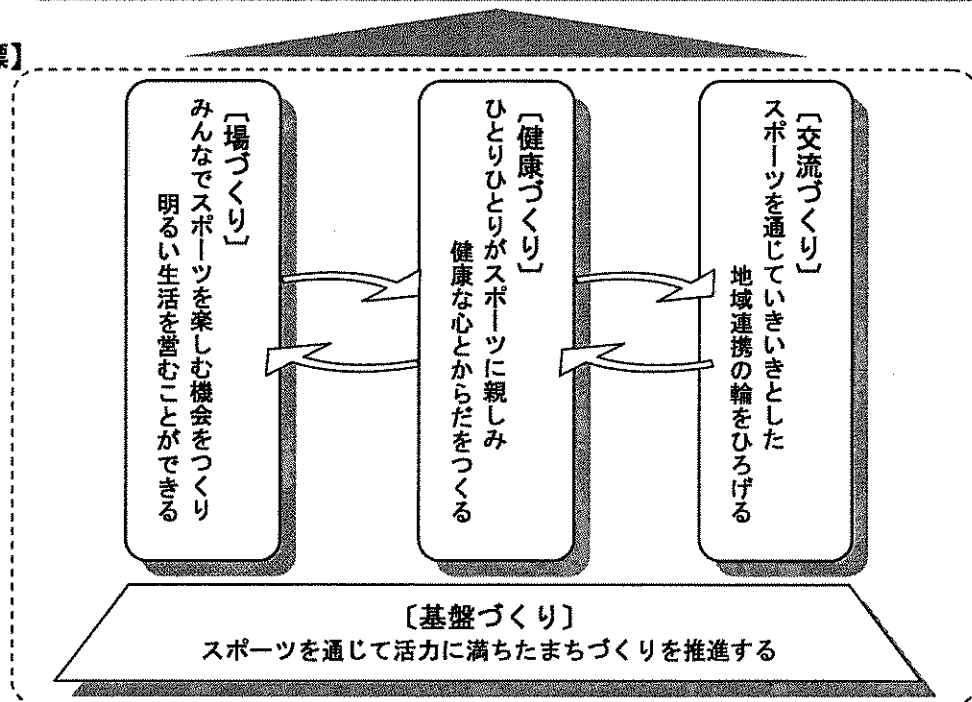
なお、数値目標を設定して、本計画の進捗管理を実施していきます。

図表 II-1-1 逗子市スポーツ推進計画の位置づけ

【スポーツ推進の基本理念】

スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～

【基本目標】



【数値目標】

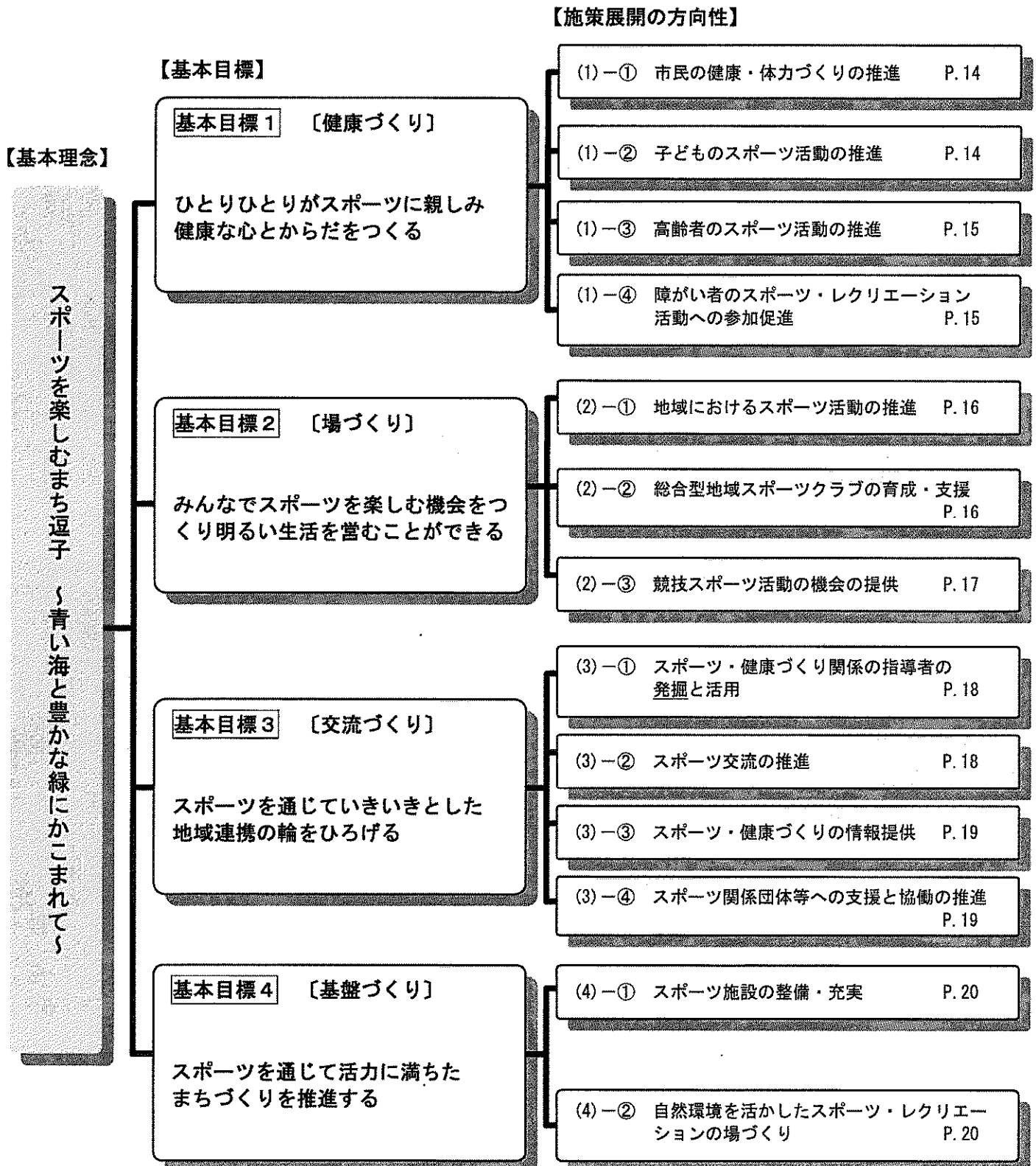
できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人となることを目指す

※文部科学省スポーツ立国戦略目標に準ずる



2. 施策の体系

逗子市スポーツ推進計画の施策の体系を次のように設定します。



3. 施策展開の方向性

(1) 健康づくり

ひとりひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくります

① 市民の健康・体力づくりの推進

すべての市民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができる環境づくりを推進します。

●スポーツイベントの実施

市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、多くの市民が参加できるスポーツイベント等を実施します。また、その際には、育児を行っている人や障がいのある人などが参加しやすいような環境をつくっていきます。

●スポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努められるよう、スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画・開催し、支援します。また、市民からの健康・体力づくりに関する相談を受けることのできる体制を構築していきます。

(主な事業)

- ・トップアスリートや逗子市にゆかりのあるスポーツ指導者によるイベントの開催 【短期】
- ・スポーツ、健康・体力づくり教室の開催（近隣の大学との連携等） 【短期】
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりをみざす方への情報提供・相談対応 【中期】
- ・子どもや普段スポーツを実施していない市民が、気軽に様々なスポーツを体験できるイベントの開催 【短期】

以下では、子どもの運動不足やそれに伴う体力・運動能力の低下、高齢化の進展、障がいのある人も、ともにスポーツを楽しむことのできる環境づくりの必要性といった課題に着目し、施策展開の方向性を位置づけています。

② 子どものスポーツ活動の推進

スポーツを習慣化させるには、子どものころからスポーツを楽しむことが重要であることを踏まえ、多様なスポーツができる環境づくりを進めます。

●小・中学校と地域スポーツ関係団体との連携によるスポーツ実施機会の拡充

子どものスポーツ実施機会の創出にあたり、より多くの場を提供できるよう学校施設を有効に活用します。また、地域のスポーツ指導者を学校部活動などへ派遣し、スポーツ実施機会の充実に向けた協力を行っていきます。

(主な事業)

- ・体育授業や運動部活動への指導者の派遣 【中期】
- ・ふれあいスクール*、放課後児童クラブ*と連携した子どものスポーツ実施機会の提供 【中期】

注) 【短期】2015～2016年度（平成27～28年度） 【中期】2017～2018年度（平成29～30年度）

【長期】2019～2022年度（平成31～34年度）

③ 高齢者のスポーツ活動の推進

介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。

●高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

高齢者の体力維持・向上のため、健康に主眼をおいた体力づくり教室やスポーツを気軽に体験できる教室を開催していきます。

●高齢者向けスポーツプログラムの普及

高齢者が無理なく続けられるスポーツプログラムを、教室などを通して広く普及していきます。

(主な事業)

・「うみかぜクラブ」等による高齢者向けのスポーツ・体力づくり教室の実施 【中期】

④ 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障がいのある人も個々のからだの状況に応じて、スポーツを楽しみながら健康増進と社会参加ができるように環境を整備します。

●障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の企画・開催

障がいのある人が健康増進及び体力づくりを楽しみながら、多様なスポーツを実施していけるよう、各種イベントや教室を協働的な視点にたって開催します。

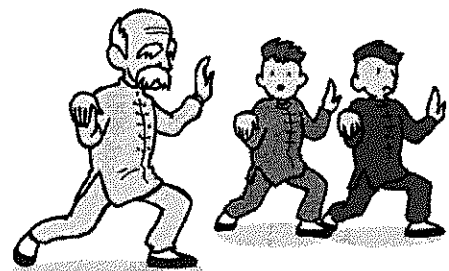
●障がい者の大会への参加支援

障がいのある人が団体競技を楽しんだり、多様なスポーツを実施できるよう、その状況に応じた参加機会を提供していくとともに選手の大会派遣の援助を行っていきます。

(主な事業)

・「うみかぜクラブ」等による障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の実施 【中期】

・神奈川県障害者スポーツ大会*への参加支援 【中期】



(2) 場づくり

みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営みます

① 地域におけるスポーツ活動の推進

個人でも家族でも団体でも、様々なスポーツを楽しめるよう、地域の仲間と地元でスポーツを習ったり練習したりできる機会を提供します。

●地区対抗競技種目の拡充

市民が手軽にできるスポーツ種目を地区対抗の競技種目として取り入れ、家族や地域の仲間、市民全体でスポーツを楽しめる機会をつくりまます。

●返子の地域特性を活かしたスポーツ活動の推進

返子海岸などの豊かな自然を活用し、環境を楽しみながらスポーツのできる教室などを開催し健康づくりを進めます。

(主な事業)

- ・マリンスポーツ教室の開催 【短期】

② 総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」の自立と安定

身近な地域で子どもから高齢者まで、様々な種目に参加することができるスポーツクラブを地域住民が自主的に運営していく、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」の自立と安定を目指します。

●「うみかぜクラブ」の自立化と魅力の向上

「うみかぜクラブ」のより自主的・主体的な運営を後押しするとともに、会員を増やし、魅力的なメニューの導入などにより継続的な活動が実現するよう、広い世代へのPRとスポーツメニューの見直しを進めていきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」の経営の自立化に向けた検討・調整 【短期・中期】
- ・「うみかぜクラブ」の広い世代を対象とするための取り組みと実施 【中期】
- ・「うみかぜクラブ」のスポーツメニューの見直し 【中期】

③ 競技スポーツ活動の機会の提供

さまざまな人々が参加できる競技スポーツ活動の機会と情報を提供し、積極的に競技スポーツ選手を育成していきます。

●全国的なスポーツ大会への参加支援

選手の全国的な活躍に関する情報発信の強化（広報「ずし」のみならず、ホームページを充実するなど、逗子市出身あるいは逗子市を起点として全国的に活躍するアスリートの情報発信強化）及び顕彰制度充実の検討等をとおして、全国的なスポーツ大会への参加を支援します。

●県レベルのスポーツ大会への参加支援

かながわ駅伝*、三浦半島駅伝*への大会役員・選手派遣を支援します。

●競技スポーツ活動の機会の提供

市民総合体育大会*をはじめとして、その他スポーツ大会や各種教室を開催し、競技スポーツに親しめる機会を提供するとともに、スポーツ活動に関する情報提供を効率的に行うことによりスポーツの推進を図ります。

(主な事業)

- ・トップアスリートや逗子市にゆかりのあるスポーツ指導者による教室の開催 【短期】
- ・スポーツ指導者や子ども向けスポーツチームのデータベース化と活用 【短期】
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応 【中期】



(3) 交流づくり

スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげます

① スポーツ・健康づくり関係の指導者の発掘と活用

スポーツ・健康づくり関係指導者の活動支援や人材バンクの活用を通して、市民の健康を支援する指導者を発掘するとともに、活躍できる環境づくりを推進します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者の発掘及び活動支援

地域に存在する、スポーツ技術の向上や栄養面、食生活面などから指導ができる指導者を発掘し、それらの指導者の活動を支援します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者の人材バンクの発掘

スポーツや健康・体力づくりに関する一定の資格や経験を持ったスポーツ指導者の人材バンクを活用し、指導を受けたいスポーツや健康に関する関係団体、愛好者及び小・中学校運動部活動等に対する活動の支援を行っていきます。

●スポーツの推進、健康づくりに関する相談体制の充実

スポーツの推進や健康づくりに関する相談を受け、関連する講座を紹介したり、関係団体の紹介など市民に有用な情報を的確に提供できる体制を充実させていきます。

(主な事業)

- ・障がいのある人を指導することのできるスポーツ指導者に関する情報収集及び提供 【中期】
- ・スポーツ・健康づくり関係指導者の人材バンク（県スポーツリーダーバンク*）の活用 【中期】

② スポーツ交流の推進

既存のスポーツイベントへの市民参加を促進し、スポーツ交流を通して、多様な人々・団体との絆を深めていきます。

●国籍を問わずスポーツを通じた市民交流の推進

市民総合体育大会、地域ファミリー運動会*、逗子市内一周駅伝競走大会*などへ、国籍を問わずより多くの市民の参加を促し、スポーツを通じた市民交流を推進していきます。

●他市町村とのスポーツ交流の推進

他市町村とのスポーツ交流試合を企画・開催し、多様な人々・団体との交流を推進していきます。

●みるスポーツの楽しさの普及

全国的なスポーツ大会などへの会場提供等により、見てスポーツを楽しんだり、学ぶ機会の提供を行っていきます。

(主な事業)

- ・逗子市スポーツの祭典の開催 【短期・中期・長期】

③ スポーツ・健康づくりの情報提供

いつでも、どこでも、だれもが、なにからでも始められるスポーツの情報提供を実施するとともに、必要としている人に情報が届くよう多様な手段を用いた情報提供を行っていきます。

●市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信

スポーツや健康づくりへの積極的な参加を促進するため、各種教室や講座、講演会、情報誌等により、「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報を定期的に発信していきます。

●市民等からの情報収集体制の充実

市民等からの情報収集体制を充実するとともに、市民の興味・関心に応えられるような情報が提供できるよう体制を整備していきます。

(主な事業)

- ・各種スポーツ行事や教室、スポーツ関係団体に関する情報提供体制の充実 【短期】

④ スポーツ関係団体等への支援と協働の推進

スポーツ・健康づくり関係団体等と連携を図りながら、各種の取り組みを進め、市民の健康づくりを支援します。

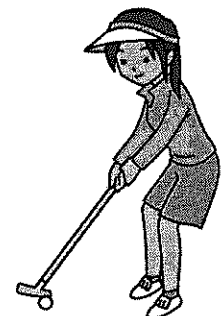
●スポーツ・健康づくり関係団体等への支援と「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」の開催

スポーツ・健康づくり関係団体が活発なスポーツ推進活動を行っていくことができるよう積極的に支援・助言を行っていきます。

また、市民のスポーツ推進、健康・体力づくりを支援するため、「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」を設置し、学校、地域社会、(公財) 返子市体育協会*をはじめとするスポーツ関係団体及び行政の連携を密にし、スポーツや健康づくりに関する各種事業を推進します。

(主な事業)

- ・スポーツや健康づくりに関する各種事業の実施 【短期】
- ・子ども向けスポーツチームのデータベース化と活用 【短期】
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応 【中期】



(4) 基盤づくり

スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進します

① スポーツ施設の整備・充実

いつでも、どこでも多様なスポーツを楽しむことのできるよう、新たなスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の有効活用を実施していきます。

●スポーツ・レクリエーションのできる施設の整備・改修

公園運動施設を含めたスポーツ関連施設の整備、改修を進めるとともに、運動遊具の設置など市民が身近で手軽にからだを動かすことのできる場づくりを進めていきます。

●既存スポーツ施設の利用の促進

既設の公共スポーツ施設の利用促進を図っていくため、指定管理者制度*を導入し、市民サービスを向上していきます。

●既存公共施設の有効活用

スポーツ施設の不足などの地域住民の要望に応えるため、公民館や学校体育施設等の効率的な利用を推進していきます。

●高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化*の推進

高齢者や障がい者等に配慮し、新たな施設の建設時及び既存施設の改修時等にスポーツ施設のバリアフリー化を推進していきます。

(主な事業)

- ・既存スポーツ施設の利用の促進のためポイント制度(Zen)*の活用 【短期】
- ・学校体育施設開放の一層の推進及び施設空き情報の提供と申込システムの改善 【短期】
- ・各施設の利用状況調査の実施と効率的な施設運用 【短期】
- ・子どもから高齢者まで、市民が身近で手軽にからだを動かすことのできる場所の確保 【中期】
- ・池子の森自然公園内の有料運動施設の整備と活用 【中期】

② 自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの場づくり

市民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズが多様化している中、自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの場づくりを進めていきます。

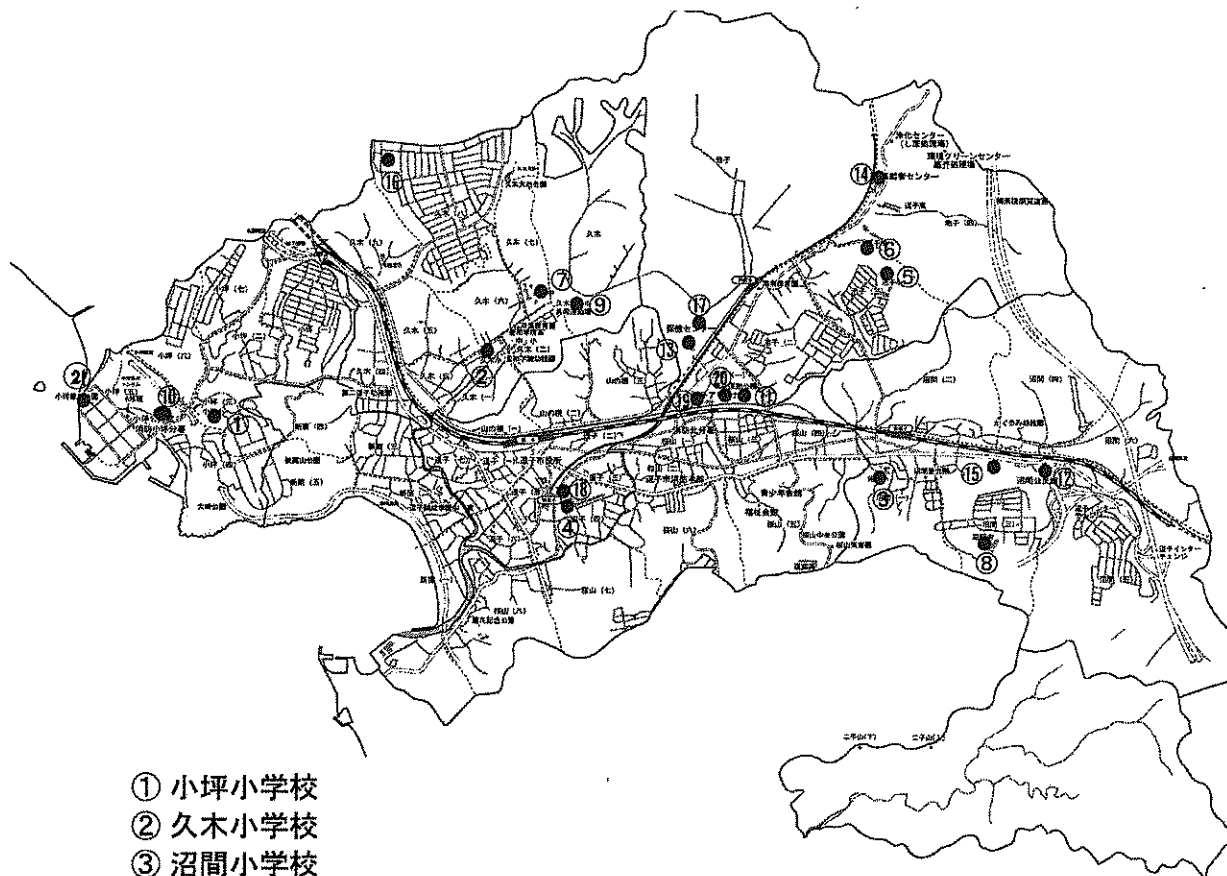
●ハイキングやウォーキングコースの指定や整備

自然環境を活かしたレクリエーション空間の充実・整備を推進していきます。また、子どもたちが自然の中で自由に遊ぶことのできる場を市民団体との協働により提供していきます。

(主な事業)

- ・池子の森自然公園における、ハイキングコースやレクリエーションのための場の整備・充実 【長期】

図表 II-3-1 スポーツ関連施設マップ



- ① 小坪小学校
- ② 久木小学校
- ③ 沼間小学校
- ④ 逗子小学校
- ⑤ 池子小学校
- ⑥ 逗子中学校
- ⑦ 久木中学校
- ⑧ 沼間中学校
- ⑨ 久木小・中共同運動場
- ⑩ 小坪小学校区コミュニティセンター(旧小坪公民館)
- ⑪ 体験学習施設スマイル
- ⑫ 沼間小学校区コミュニティセンター(旧沼間公民館)
- ⑬ 保健センター
- ⑭ 高齢者センター
- ⑮ 沼間ゲートボール場
- ⑯ 久木ハイランドスポーツ広場
- ⑰ 池子の森自然公園
- ⑱ 市民交流センター
- ⑲ 逗子アリーナ
- ⑳ 第一運動公園
- ㉑ 小坪飯島公園プール

4. 重点的に取り組む事業

逗子市スポーツ推進計画の基本理念「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」の実現に向けて、計画の体系に示した施策展開の方向性に沿って事業を立案し、実施していくこととなりますが、平成27年度（2015年度）から平成34年度（2022年度）の8年間で、特に次に挙げる事業を重点的に進めていきます。

重点事業については、

①（仮称）逗子市新総合計画の前期実施計画（平成27年度～平成34年度）においてリーディング事業として挙げられているスポーツ推進事業（逗子市スポーツの祭典）であること

②子どもから大人、高齢者や障がい者など、全ての市民を対象として、市民、スポーツ関係団体、民間事業者、行政など多様な主体が、協働して取り組む事業であること

という考え方で設定しています。

(1) 逗子市スポーツの祭典の開催 <リーディング事業>

市民が生涯にわたって、生活の一部にスポーツを取り入れ、スポーツを楽しんでいくためには、子どもから高齢者まで、すべての市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会を提供し、継続的にスポーツを実施していくためのきっかけづくりが重要であると考えます。そのため、「逗子市スポーツの祭典（以下「祭典」という。）を実施していきます。

スポーツ都市宣言の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むための「場づくり」、スポーツを通じて地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」の大きなきっかけづくりとなる祭典を目指します。

誰もが気軽にスポーツに親しむということから、高齢者や障がい者も気軽に参加できるよう考案されたニュースポーツ（例 バランス・ボール、バリアフリー・ダンス等）の導入をはじめ、初心者向けの教室の開催、健常者と一緒に参加できる種目などを積極的に取り入れていきます。

また、2020年（平成32年度）に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、盛り上がるスポーツ熱を好機ととらえ、スポーツ人口をさらに増やしていけるような、祭典のあり方を検討します。

実施にあたっては、市や市内スポーツ関連団体と協働して開催します。

主な事業	2015年度～2016年度 (平成27年度～28年度)	2017年度～2018年度 (平成29年度～30年度)	2019年度～2022年度 (平成31年度～34年度)
①逗子市スポーツの祭典の開催	実施		
②高齢者向けのスポーツ種目の検討	検討	実施	見直しと実施
③障がい者向けのスポーツ種目の検討	検討	実施	見直しと実施
④東京オリンピック・パラリンピック開催記念イベントの検討及び開催	検討		実施



(2) スポーツと健康づくりに関する情報の充実と提供

地域には、スポーツ指導者や、スポーツや健康づくりに関して知識や経験豊富な方（専門家）が多く存在します。この豊かな人材と能力を生かすために、関係する情報を一元的に管理し提供していくことで、より効果的なスポーツ技術を広げることができます。また、専門家との出会いは、初めてスポーツに挑戦したい、スポーツについてもっと知りたい・楽しみたいと思う人たちの欲求を充実させるとともに、新たな人と人との交流を創りだします。

実施に際しては、県スポーツリーダーバンク等を活用するとともに、(公財) 逗子市体育協会やスポーツ関係団体と協働して行っていきます。

主な事業	2015年度～2016年度 (平成27年度～28年度)	2017年度～2018年度 (平成29年度～30年度)	2019年度～2022年度 (平成31年度～34年度)
①スポーツ指導者や子ども向けスポーツチームのデータベース化と活用	データベース化	データベースを活用した情報の提供と登録者の充実	
②スポーツ・健康づくりに関する専門家の発掘と活用	内容検討	学習会の実施及び見直し	
③初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応	内容検討	情報提供や相談への対応の実施	

(3) 小・中学校を拠点とした子どもの健康・体力づくり

子どもの運動不足や、それに伴う体力・運動能力の低下といった問題点を改善していくためには、スポーツの楽しさを子どもの頃から実感できる環境をつくっていくことが重要であると考えます。そのためには、地域の人材を活用しながら、学校活動や放課後活動のなかに、スポーツ活動を取り入れていきます。

地域のスポーツや健康づくり関連の指導者のデータベースを活かして、指導者を派遣するなどとともに、一人ひとりの子どもに合ったスポーツのあり方が考えられるよう、相談や情報提供を充実させます。

市立小・中学校や(公財) 逗子市体育協会、スポーツ関係団体と協働して行っていきます。

主な事業	2015年度～2016年度 (平成27年度～28年度)	2017年度～2018年度 (平成29年度～30年度)	2019年度～2022年度 (平成31年度～34年度)
①体育授業や運動部活動への指導者の派遣	派遣先との調整	指導者の派遣	
②ふれあいスクール、放課後児童クラブ等と連携した子どものスポーツ実施機会の提供	派遣先との調整	指導者の派遣	
③子どものスポーツや健康づくりに関する情報提供・相談対応	内容検討	情報提供や相談への対応の実施	

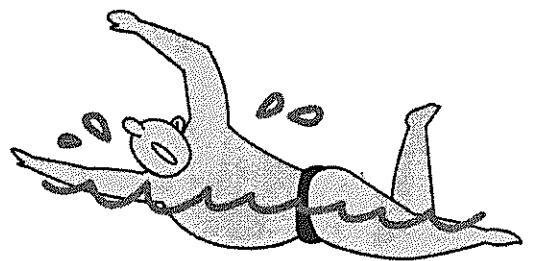
(4)「うみかぜクラブ」の活動内容の充実

生涯にわたって、誰もが、気軽にスポーツを楽しみながら、健康維持・増進と地域の交流を深めることを目的とした、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が活動を開始して8年が経過しました。今後より自主的・主体的に運営していくためには、クラブとしての経営の自立化・安定化を図ることが最重要課題です。

そのためには、様々な市民のニーズにマッチしたメニューを提供できるよう、定期的に見直しを図り、入会するメリット・参加する楽しさを持ったクラブの質・魅力を向上させ、シニア中心の現状から、子どもから大人・障がい者も含め、これまで様々な理由によりスポーツに参加できなかった人や遠ざかっていた人たちも気軽に参加できるように取り組み、会員増、参加者増を進めクラブ運営の自立化を目指します。

主な事業	2015年度～2016年度 (平成27年度～28年度)	2017年度～2018年度 (平成29年度～30年度)	2019年度～2022年度 (平成31年度～34年度)
①経営の自立化に向けた検討・調整	自立に向けたビジネスモデルの検討		自立化
②広い世代を対象とするための取り組みと実施	取り組み方の検討	実施	見直しと実施
③高齢者や障がい者向けのスポーツ・体力づくり教室の実施	取り組み方の検討	実施	見直しと実施
④スポーツメニューの見直し	取り組み方の検討	実施	見直しと実施

Ⅲ 計画の推進

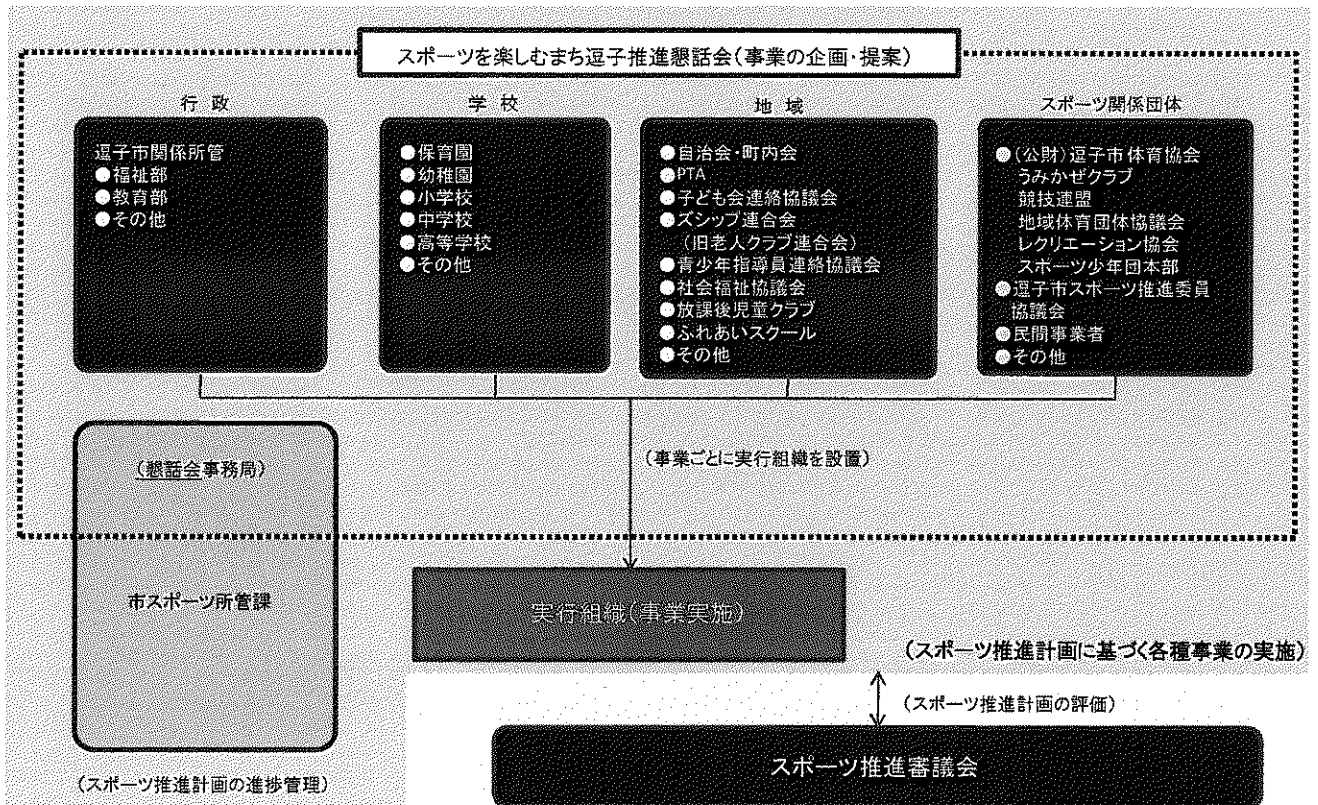


1. 推進体制

計画の推進に向けては、市民、地域やスポーツ関係団体、学校、行政などが、協働して活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。

本計画では、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」をあらたに設置し、逗子市全体で基本理念「スポーツを楽しむまち逗子～青い海と豊かな緑にかこまれて～」の実現を目指し、計画を推進して行きます。

図表 Ⅲ-1-1 スポーツ推進計画 推進体制図



【それぞれの役割】

○「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」

「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」は、地域スポーツの推進を図る (公財) 逗子市体育協会及び加盟団体をはじめ、地域スポーツを支援してゆくスポーツ推進委員協議会などのスポーツ関係団体、学校、地域、行政で組織します。(本懇話会には必要に応じて部会を設けるものとします。)

この推進懇話会の役割は次のとおりです。

- スポーツ推進計画に基づく推進事業の企画・提案・実施
- 総合型地域スポーツクラブの育成に向けた企画・提案
- 地域のスポーツサークル、人材の交流、ネットワーク化の促進及び調整
- その他スポーツ推進計画に沿った市民のスポーツ活動の促進に関すること

○実行組織

実行組織は事業ごとに、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」を構成する関係団体で組織し、事業の具体的な実行を担当します。

○逗子市（関係所管）

計画の基本理念「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を実現するため、庁内関係所管が「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」にメンバーとして参画し、限られた地域の資源の有効活用を図りながら、懇話会参加団体・組織との協働により本計画の推進を行います。

また、スポーツ所管課は推進懇話会の事務局を担当するとともに、スポーツ推進審議会と連絡を密にし、本計画の進捗管理を行います。

○逗子市スポーツ推進審議会

本計画を評価し、推進に必要な助言・提言を行います。また、評価は定期的に行います。

2. 評価組織

○評価組織

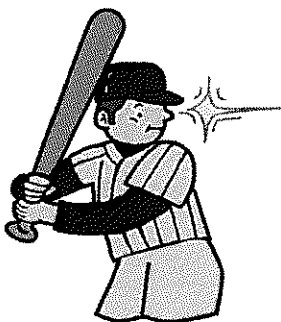
スポーツ推進審議会で評価を実施します。

※年3回のスポーツ推進審議会開催時に併せて評価を実施します。

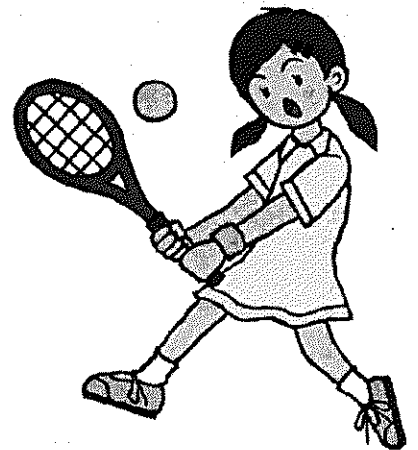
○評価方法

年度当初に作成された重点事業についての実施計画をもとに、計画に対する評価を定期的に行います。

※数値目標（成人スポーツ実施率）を設定し、市民アンケートの結果で計画に対する評価をします（2年に一度程度）。



IV 資料



カ行

介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことです。

学校支援地域本部

地域住民が学校を支援する取り組みを発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするものです。

学校支援ボランティア

実際に支援活動（学習支援活動・部活動の指導・校内の環境整備・学校行事の運営支援等）を行う地域住民のことです。

かながわ駅伝

市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会は、各市町村から選抜された7人の選手が、秦野市中央子ども公園前をスタートし、フィニッシュ地点の県立相模湖公園を目指し、7区間（51.5km）をタスキリレーするものです。

県スポーツリーダーバンク

神奈川県における取組みで、スポーツ活動の普及振興を図る目的で、平成2年より始まったスポーツ指導者の登録・紹介制度のことです。

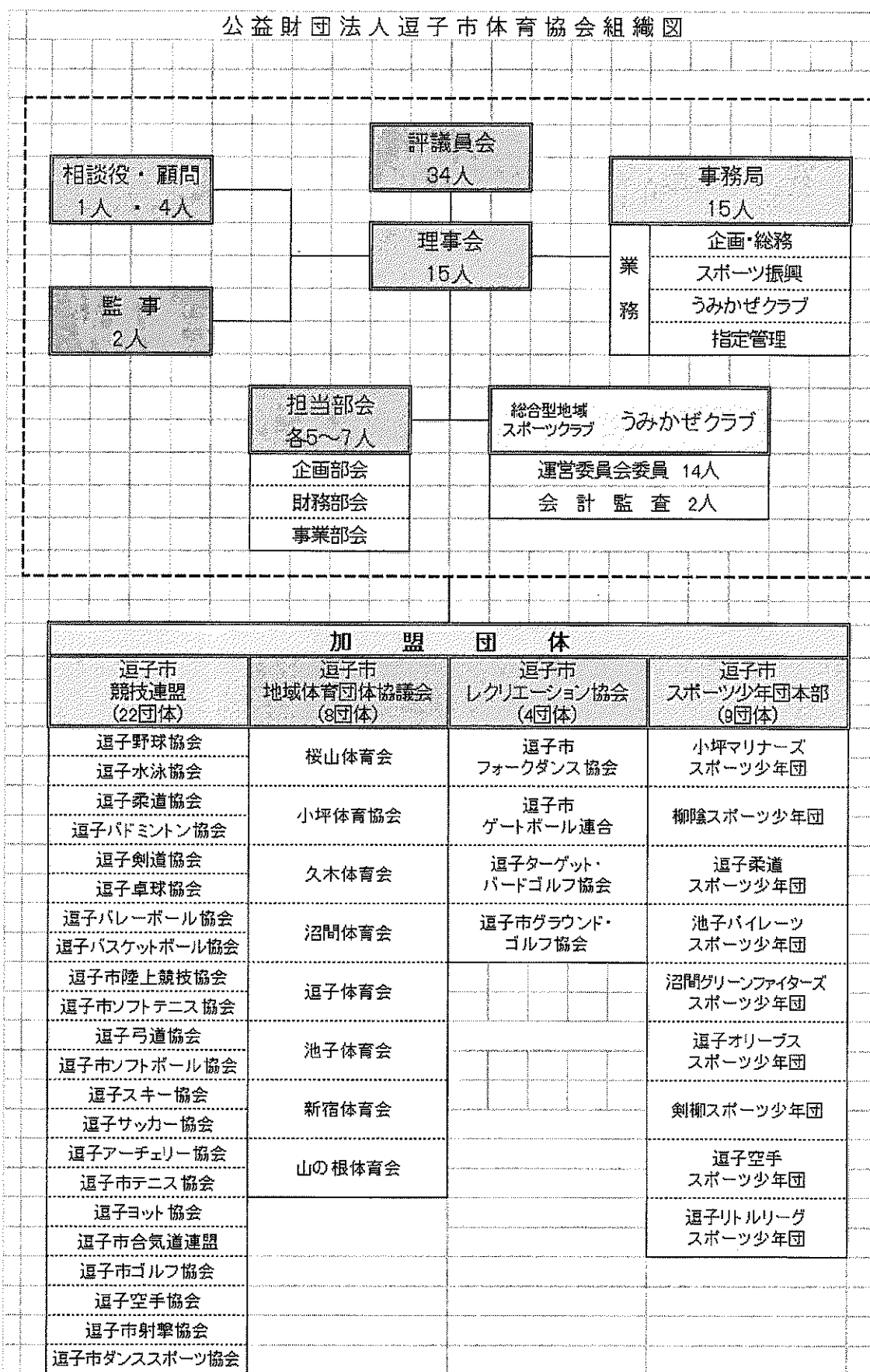
神奈川県障害者スポーツ大会

障がい者がスポーツを通じ、健康の維持および体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、県民の障害に対する関心と理解を深め、障がい者の社会参加に寄与することを目的とし、2007年度（平成19年度）から開催されています。

（公財）逗子市体育協会

逗子市競技連盟（22団体）、逗子市地域体育団体協議会（8団体）、逗子市レクリエーション協会（4団体）、逗子市スポーツ少年団本部（9団体）、「うみかぜクラブ」の計44団体の他、その下部組織により構成されています（次ページの組織図参照）。

図表IV-1-1 (公財) 逗子市体育協会組織図



サ行

指定管理者制度

市の指定する団体が、公の施設の管理運営を行うことです。指定管理者制度の目的は、民間事業者のノウハウを活用することにより、市民の皆さんの様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質を向上させることにあります。

市民総合体育大会

逗子市教育委員会主催・主管（公財）逗子市体育協会・各種目協会によって開催される体育大会です。

逗子市内一周駅伝競走大会

第一運動公園をスタート・ゴールに、久木、山の根、池子、沼間、桜山、逗子、新宿、小坪の市内ほぼ全域をまわる6区間27.1kmのコースをタスキリレーするものです。地域対抗の部・団体対抗の部があります。

Zen（社会参加・市民活動ポイント）

市民活動への参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった人を始めとして、より多くの市民が参加できる環境づくりに役立たせるためにスタートした制度。公共施設や商店街で買い物ができるカードと交換できる1枚100円相当のポイント券を、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに発行するもので、ポイント券は市民活動団体に寄付することもできる。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

タ行

地域コーディネーター

学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う人のことです。

地域ファミリー運動会

（公財）逗子市体育協会が地域活動振興事業として行っている運動会です。桜山、小坪、久木、東逗子、逗子、池子、新宿、山の根の各地域で開催されています。

ハ行

バリアフリー化

障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障害を取り除くことです。

ふれあいスクール

子どもの豊かな人間性の育成を目的に家庭・地域・学校が連携し、市立小学校の余裕教室を活用して遊びの場、心のやすらぎの場、放課後の生活の場として、ふれあいスクールを開設し、子どもたちの健全育成を目指しています。小学校に通学しているか、小学校区に住んでいる小学生なら、誰でも遊べる遊びの広場です。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで放課後家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設です。対象は、原則として対象学区の小学校に通学する3年生までか、その学区に居住し市立小学校以外の小学校に通学する3年生までです。

マ行

三浦半島駅伝

横須賀市・横須賀市教育委員会・横須賀市陸上競技協会主催で開催され、横須賀アリーナ前を出発、横須賀総合高等学校グラウンドをゴールとし、全長 37.045km(5 区間)で争われます。

逗子市スポーツ推進計画<平成26年度改訂版>

2015年(平成27年)3月発行

発行 逗子市教育委員会

編集 市民協働部文化スポーツ課

〒249-8686

神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111